

## ソーシャルメディアポリシー

令和3年6月生活指導部

現在、Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)などに代表されるソーシャルメディアを利用する中高生は非常に多く、本校の生徒も例外ではありません。このソーシャルメディアは便利で容易に利用できることから、携帯電話やスマートフォン、パソコンからの書き込み・投稿・閲覧が頻繁に行われています。しかし、利用の方法を注意しないとトラブルに巻き込まれ、知らないうちに被害者や加害者になる可能性があります。

現実社会では、守るべき義務や心がけたい道徳がたくさんあります。同様に、バーチャル社会と言われるインターネットにおいても、ルールやモラル、マナーを守ることが大切です。個人が直接社会に情報を発信することができてしまう、ソーシャルメディア。生徒一人ひとりが適切に利用して、社会との関係を壊すリスクを回避し、より豊かな生活と健全な成長につながるよう、本校では「利用の心得」「留意点」等をまとめたソーシャルメディアポリシーを以下のように作成しました。その利用に際し、学校としての基本的な考えを明確に示し、理解を求めます。

### 個人情報情報をネットにアップすることの危険性を考えよう

あなたのインターネット上の何気ない行動が犯罪につながる可能性があります

本人の許可なく、他人の個人情報をインターネット上にアップする行為は決して許されるものではありません。友だちの顔写真などを勝手に掲載すると、それらはインターネット上でコピーされ、他人の手に渡ってしまうかもしれません。まして個人が特定できる名前、学校名、住所、電話番号、クラス、学籍番号、年齢、性別、あだ名などを掲載してはいけないことは言うまでもありません。あなたの顔写真はもとより、制服やユニフォーム姿での写真、無断で撮影した他人の写真なども個人が特定されてしまい犯罪に巻き込まれる危険性があります。あなたがアップした写真やあなたが思いつきで書き込んだ内容から起こりうる被害を一度立ち止まって考えてみましょう。

### ネット上にアップされた情報はすべてだれでもみることができます

その情報はあなたが一番見られたくない人に見られても大丈夫ですか

インターネットにアップしても「鍵がかかっているから大丈夫」、「『親しい友人』に限定して公開しているから大丈夫」「24時間で消えるから大丈夫」などと思いませんか。閲覧(えつらん)制限があるから大丈夫とあなたが思っている、それを見た人も同じ気持ちである保証はどこにもありません。勝手に拡散されてしまうかもしれません。インターネット上にアップされた情報は瞬間に広がり、完全に削除することができません。つまりその情報はインターネット上で永久に残ることになります。自分は限られた親しい友人だけに見せたつもりでも、それはお父さんが、お母さんが、先生が、そしてあなたが一番知られたいかと思っていた人が目にするようになるかもしれません。インターネットに掲載する行為は、目の前の友人に話したり、写真を見せたりするのはまったく次元の異なる行為です。

本校ではインターネット上の情報を見守る会社と契約しています。本校に関する情報や制服姿の写真などがインターネット上にアップされていると学校に報告があります。軽い気持ちでやってしまった書き込みや写真の掲載などで、進路や就職が取り消されたという他校での事例も少なからず報告されています。本校においても不適切な使用が認められた場合には、指導の対象とします。

インターネット上に限らず私たちの言動は他者に影響を与えます。私たちはその責任の大きさに自覚的でなければいけません。「相手が自分の目の前に実際にいるわけではない」、「絶対にばれるはずがない」という気のゆるみが引き起こす事態の重大さに対して想像力を働かせましょう。

## 法律やマナーを重んじ、名誉や人権を大切にしましょう

「歩きスマホや音楽を聴きながらの自転車走行の禁止」など、公共の場における利用のルールを守りましょう。人種・思想・信条などを差別、あるいは差別を助長させる情報を発信してはいけません。

学校に関わるサイトを許可なく無断で立ち上げてはいけません。学校に対する誹謗(ひぼう)中傷(ちゅうしょう)や名誉を傷つけるような掲載は断じて許しません。また、悪意がないものでも、学校や本校生徒を特定できる文書や画像・動画の投稿は厳禁とします。クラスの友人や他人を傷つける悪口、秘密、性的な内容はつぶやきであっても記載してはいけません。また、ネット上で知り合っただけの人と実際に会うということがたいへん危険な振る舞いであることを十分承知してください。

「なりすまし」「不正アクセス」「児童ポルノ画像の所持・作成・拡散」「未成年者によるネット選挙活動」「インターネットを利用したチケットの売買」などはマナーやモラルのレベルの問題を超えて違法行為ですから、絶対にやめてください。発覚したときは厳しく指導を行います。

## 「利用しない」「見ない」ことも勇気だと知りましょう

“利用したことがないので分からない”、“利用できない”、“利用する気がない”というのは恥ずかしいことではありません。保護者とよく話し合い、家庭での携帯電話の使い方のルールを決めることはとても大切です。友人が利用しているからあなたも利用しなければならぬということはありません。また、興味本位で利用し、情報を見ることで傷ついたり悩んだりするのであれば、“見ない”、“気にしない”と無視する勇気も必要です。

## 困ったときは信頼できる大人に相談しましょう

ソーシャルメディアへの参加、書き込み、閲覧(えつらん)などで困ったときは、一人で悩まず保護者や先生など、身近な大人に相談しましょう。また、ソーシャルメディアを利用したことで、悩んだり傷ついたりしている友人を見かけたり、耳にしたりしたときも、すぐに大人に相談しましょう。

## 成長に合わせた利用を考えましょう(保護者の皆様へ)

中高一貫校として、その成長に合わせたソーシャルメディア利用規制が必要であると本校では考えます。ソーシャルメディアにより、ネット依存症やネットいじめ、不適切な発言によるコミュニケーション不全、見知らぬ者との出会いなどの問題が発生するなど高いリスクがあります。また、睡眠不足、学習時間不足などの生活の乱れの要因にもなります。リスクを避けるために、利用のルールをお子さんとしっかりと話し合ってください。

1. 保護者の皆様が携帯電話・スマートフォンを契約する際に、フィルタリングの機能を利用することは、条例で義務化されています。
2. 家庭で使用のルールを決め、学校の規則とともに守らせてください。

本校では

①防犯や災害などの緊急時の連絡を除き、校内・登下校時における携帯電話やスマートフォンの使用を禁止しています。

②携帯電話やスマートフォンを上記のルールに反して使用した場合は、原則1週間以上、学校で預かり、返却の際、保護者の皆様にご来校いただきます。事態によっては解約していただきます。

③保護者の皆様が学校行事などで撮影した写真、動画などの個人情報の取り扱いには、十分にご注意ください。ご自身がネット上へアップをしないことはもちろん、お子様に写真、動画データなどを渡す場合にはその取扱いに十分注意させてください。